

エックス線作業主任者試験徹底研究（改訂2版）法令改正に伴う参考資料（追加・読み替え事項）

※以下の内容は、2021年4月1日に改正、施行された電離放射線障害防止規則により、追加・読み替え事項をまとめたものです。エックス線作業主任者試験も改正内容に則って出題されるので、参考にしていただければ幸いです。

頁	該当箇所	現状	追加・読み替え内容
65	枠内条文	第5条 事業者は、放射線業務従事者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては1年間につき150 mSv、皮膚に受けるものについては1年間に500 mSvを、それぞれ超えないようにしなければならない。	第5条 事業者は、放射線業務従事者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては5年間につき100 mSv及び1年間に50 mSvを、皮膚に受けるものについては1年間に500 mSvを、それぞれ超えないようにしなければならない。
66	↑12	③目の水晶体に受ける等価線量限度（男女とも）……1年間に150mSv	③目の水晶体に受ける等価線量限度（男女とも）……5年間に100mSv及び1年間に50mSv
67	枠内条文	第8条 2 前項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、1cm線量当量及び70μm線量当量（中性子線については1cm線量当量）について行うものとする。 ただし、次項の規定により、同項第三号に掲げる部位に放射線測定器を装着させて行う測定は、70μm線量当量について行うものとする。	第8条 2 前項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、1cm線量当量、3mm線量当量及び70μm線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、当該外部被ばくによる線量を算定するために適切と認められるものについて行うものとする。
68	↓4 下に文章追加	手指～装着する（70μm線量当量を測定する）。	手指～装着する（70μm線量当量を測定する）。 眼の水晶体に受ける等価線量の算定は、1cm線量当量、3mm線量当量または70μm線量当量のうちから適切なものを選択できる。
68	枠内条文	一 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性の実効線量の3月ごと、1年ごと及び5年ごとの合計（5年間において、実効線量が1年間に50mSvを超えたことのない者にあつては、3月ごと及び1年ごとの合計） 二 女性（妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。）の実効線量の1月ごと、3月ごと及び1年ごとの合計（1月間に受ける実効線量が1.7mSvを超えるおそれのないものにあつては、3月ごと及び1年ごとの合計）	一 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性（次号又は第三号に掲げるものを除く。）の実効線量の3月ごと、1年ごと及び5年ごとの合計 二 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性（5年間において、実効線量が1年間に50mSvを超えたものに限り、次号に掲げるものを除く。）の実効線量の3月ごと及び1年ごとの合計
69	三号、四号前に追加		三 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性（緊急作業に従事するものに限る。）の実効線量の1月ごと、1年ごと及び5年ごとの合計 四 女性（妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。）の実効線量の1月ごと、3月ごと及び1年ごとの合計（1月間に受ける実効線量が1.7 mSvを超えるおそれのないものにあつては、3月ごと及び1

			年ごとの合計)
69	三号、四号	三 人体の組織別の等価線量の3月ごと及び1年ごとの合計 四 妊娠中の女性の内部被ばくによる実効線量及び腹部表面に受ける等価線量の1月ごと及び妊娠中の合計	五 人体の組織別の等価線量の3月ごと及び1年ごとの合計(眼の水晶体に受けた等価線量にあっては、3月ごと、1年ごと及び5年ごとの合計) 六 妊娠中の女性の内部被ばくによる実効線量及び腹部表面に受ける等価線量の1月ごと及び妊娠中の合計
70	問題3 解説	(4)は誤り。3mm線量当量については、規定から外れた。	(4)は誤り。1cm線量当量、3mm線量当量及び70 μ m線量当量について行われる。
71	問題4 解説・解答	(1)は正しい(第9条第1項)。(2)は正しい(第9条第2項第三号)。(3)は誤り。実効線量は3月ごと、1年ごとおよび5年ごと(第9条第2項第一号)。(4)は正しい(第9条第2項第四号)。(5)は正しい(第8条第1項)。 【解答】(3)	(1)は正しい(第9条第1項)。(2)は誤り。目の水晶体に受けた等価線量は、3月ごと、1年ごと及び5年ごとの合計(第9条第2項第五号)。(3)は誤り。実効線量は3月ごと、1年ごとおよび5年ごと(第9条第2項第一号)。(4)は正しい(第9条第2項第六号)。(5)は正しい(第8条第1項)。 【解答】(2),(3)
71-72	問題5 解説	(1)は誤り。3月ごと、および1年ごとおよび5年ごと(第9条第2項)。(2)は誤り。1月ごと、3月ごとおよび1年ごと(第9条第2項)。(3)は誤り。3月ごとおよび1年ごと(第9条第2項)。(4)は正しい(第9条第3項)。(5)は誤り。30年間保存しなければならない(第9条第2項)。	(1)は誤り。3月ごとおよび1年ごと(第9条第2項第二号)。(2)は誤り。1月ごと、3月ごとおよび1年ごと(第9条第2項第四号)。(3)は誤り。3月ごとおよび1年ごと、眼の水晶体については、3月ごと、1年ごとおよび5年ごと(第9条第2項第五号)。(4)は正しい(第9条第3項)。(5)は誤り。30年間保存しなければならない(第9条第2項)。
86	枠内条文	四 洗身等により汚染を別表第3に掲げる限度の10分の1以下にすることができない者	四 洗身等により汚染を別表第3に掲げる限度の10分の1(第41条の10の第2項に規定する場合にあっては、別表第3に掲げる限度)以下にすることができない者
86	15	③ 眼の水晶体に受けた等価線量が1年につき150mSvの限度を超えた者	③ 眼の水晶体に受けた等価線量が5年間につき100mSvまたは1年間につき50mSvの限度を超えた者
88	問題2 解説 ⑤を追加し、内容を一部変更		⑤ 眼の水晶体及び皮膚に受けた等価線量は男性・女性の別はない。 (1)は50mSvの限度を超えていない。(2)は50mSvを超えているので、診察等が必要になる。(3)は500mSvの限度を超えていない。(4)は年間500mSvの限度を超えていない。(5)は年間50mSvの限度を超えたので、診察等が必要になる。
89	問題3 解説	(1)誤り。50mSvである年間の限度を超えていない。(2)正しい。50mSvである年間の限度を超えていないが、3月間につき5mSvの女性の限度を超	(1)誤り。50mSvである年間の限度を超えていない。(2)正しい。50mSvである年間の限度を超えていないが、3月間につき5mSvの女性の限度を超

		<p>えていることになる。(3) 誤り。100 mSv である 5 年間の限度を超えていない。(4) 誤り。150 mSv である年間の限度を超えていない。(5) 誤り。3 月間につき 5 mSv の女性の限度を超えていない。</p> <p>【解答】(2)</p>	<p>ていることになる。(3) 誤り。100 mSv である 5 年間の限度を超えていない。(4) 正しい。50 mSv である年間の限度を超えている。(5) 誤り。3 月間につき 5 mSv の女性の限度を超えていない。</p> <p>【解答】(2), (4)</p>
96	<p>枠内条文</p>	<p>第 53 条</p> <p>一 放射線業務を行う作業場のうち管理区域に該当する部分</p> <p>二 放射性物質取扱作業室</p> <p>三 令別表第 2 第七号に掲げる業務を行う作業場</p>	<p>第 53 条</p> <p>一 放射線業務を行う作業場のうち管理区域に該当する部分</p> <p>二 放射性物質取扱作業室</p> <p>二の二 事故由来廃棄物取扱施設</p> <p>三 令別表第 2 第七号に掲げる業務を行う作業場</p>
96	<p>枠内条文 (誤り)</p>	3.7MBq	3.7GBq
237	<p>問題 2 解答</p>	(1) 誤り。150mSv (第 5 条)	(1) 誤り。50mSv (第 5 条)